

令和5年度 大学教育再生戦略推進費 「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」 審査要項

I. 審査方法

1. 審査体制

(1) 委員会

- 審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会が設置する、外部有識者により構成される「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会」（以下「委員会」という。）が、審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。

(2) 委員

- 委員会委員（以下「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学（連携校も含む。）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には、必ず事務局へ申し出なければならない。

(3) 利害関係の報告・排除

- 委員は、以下①及び②に該当する利害関係がある場合は、審査開始までに書面により事務局に申し出なければならない。事務局は下記に従って処理するものとする。
 - ① 申請大学（連携校も含む。）との関係が、以下の「利害関係者の範囲」に該当する場合、当該委員は利害関係を有している申請大学（連携校も含む。）の審査から外れなければならない。会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。
 - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
 - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
 - ② それ以外の関係性を有している場合
委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携校も含む。）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。
 - （※）例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ・ 親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ・ 緊密な共同研究を行う関係

- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

(4) 委員の再選定

- 委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公平性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

(5) 秘密保持等

- 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の資料と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- 事業計画の選定を行うことを目的として審査資料等は使用するものであり、その目的の範囲内で使用する。
- 委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、必ず事務局にその旨を申し出ること。

2. 審査手順

(1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員が分担して行う。なお、客観性や公平性、多様性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名以上）で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び委員会が必要に応じ別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。
- 書面審査の結果を基に、(2) 面接審査の対象事業を決定する。

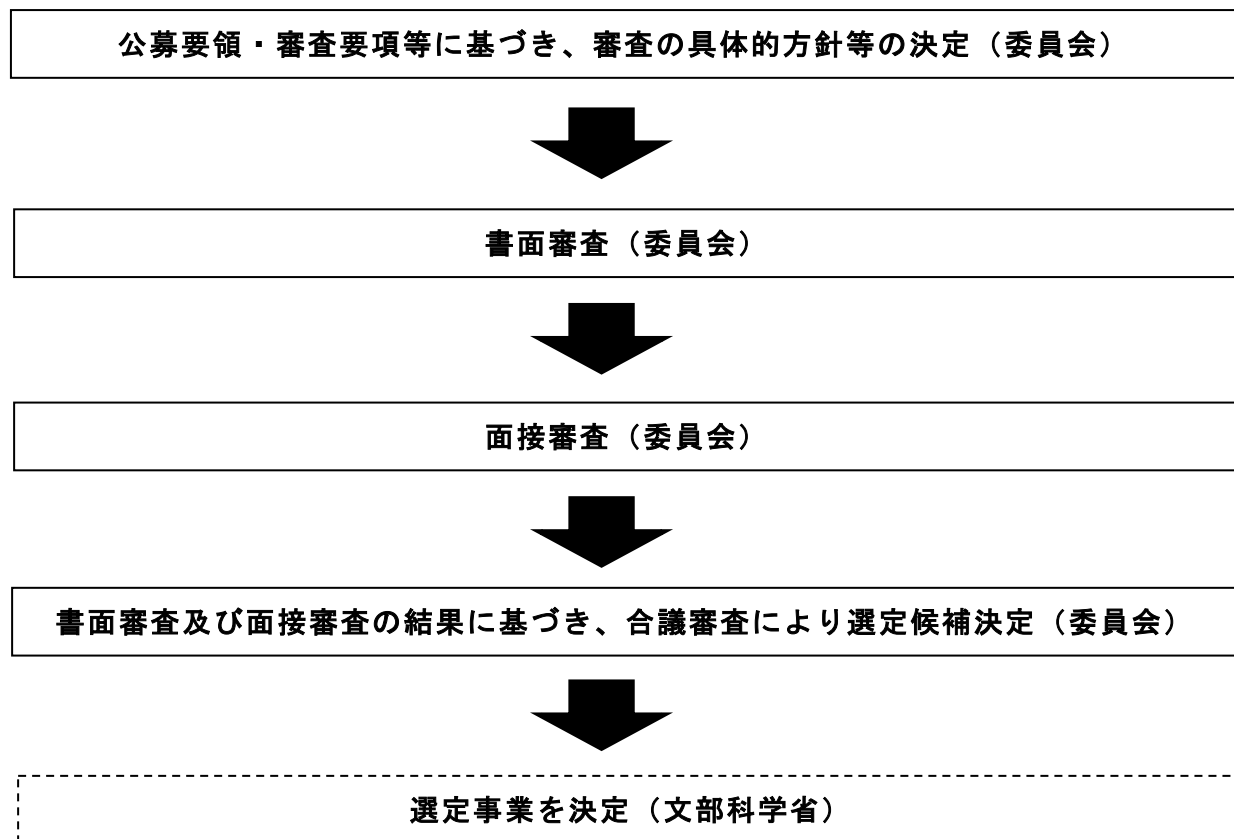
(2) 面接審査

- 面接審査は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として行う
- 面接審査の詳細は委員会が別に定め、対象校に別途連絡する。

(3) 合議審査

- 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に合議審査を行い、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定に当たっては、採択大学の設置主体（国公立）や課程のバランスのほか、人文科学・社会科学系の分野等のバランスを考慮する場合がある。

<審査の流れ（イメージ）>



3. その他

（1）審議内容等の取扱いについて

- 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- 選定の途中経過に関する問い合わせには応じられない。
- 選定された事業計画は、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

（2）その他

- 審査はこの審査要項によるほか、審査を進めるに当たって必要な事項は委員会において定める。

Ⅱ. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目

審査においては、申請書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査するものとする。

(1) 大学院の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び実施基盤

- 本事業の背景・目的の観点から、各大学院における改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決に明確に資するものとして、人文科学・社会科学系（以下「人文・社会科学系」という。）の大学院全体の改革の一環に位置付けられているか。【**大学院改革における本事業の位置付け**】
- 事業計画の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか（学長又は研究科長等をトップに、事業を実施する教職員や関連組織（連携先機関含む）が密に連携できる体制となっているか。）。【**実施体制**】
- 事業計画の実現体制の中で、客観的なデータ等を用いた事業計画の進捗状況に関する現状把握・分析を行い、その結果を基に事業計画の改善や見直しを行う体制となっているか。【**自己評価体制**】

<【その他、期待される取組等】の観点>

- 自己評価の体制のみならず、連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う構想・計画が具体的なものとなっているか。
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う仕組みが具体的なものとなっているか。

(2) 事業計画の具体的な内容・指標設定

- 養成する人材育成像や構築する教育研究プログラムの内容が、本事業の趣旨・目的や「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性 中間取りまとめ ～自主的な「問い」の尊重と教育課程として果たすべき責任の両立に向けて～」(令和4年8月中央教育審議会大学分科会大学院部会)を踏まえたものとなっているか。【**計画の概要**】
- 「教育研究テーマ・コンセプト」が、参画する大学院や連携先機関の持つ強みも有機的に活かしたものとなっており、その上で、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的視座を提供し、修了者の

キャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的なものとなっているか。【**教育研究テーマ・コンセプトの設定**】

- 目標達成に向けた課題を把握・分析した上で、定量的な指標や数値目標・時期が設定され、その内容は事業成果として妥当かつ意欲的なものとなっているか。
また、＜必須指標＞以外の指標のプログラムの選定校と非選定校の比較が可能な指標について、その比較方法が明確となっているか。【**指標の設定**】

＜【**必須となる取組**】の観点＞

- 連携する大学数、及び参画する学生・教員及びプログラムコーディネーター（URA等）の数が適切に設定され、小規模専攻・専攻科や海外大学を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との積極的な連携が期待できるものとなっているか。
- 構築する教育研究プログラムにおいて、実社会での価値創生を目指したチーム型の教育研究体制が積極的に進められる取組（PBL教育や共同研究など）が行われるか。
- 組織的な就職支援体制の構築に向けた具体的な計画となっており、かつキャリアパスの拡大が期待できるものとなっているか。
- ネットワーク型の教育研究体制の構築を積極的に行う教員に対し、業績評価やこれに伴うインセンティブ付けを行うための仕組みが具体的なものか。

＜【**その他、期待される取組等**】の観点＞

- 学位プログラムを構築する事業計画である場合、学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに応答した学位プログラムを構築するものとなっているか。
- 学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組を行う場合、その内容が具体的かつ実現可能性が期待できるものとなっているか。
- 修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組が具体的なものとなっているか。

（3）事業計画の適切性

- 事業計画は、具体的かつ実現可能性があるものとなっているか。【**事業計画の実現性**】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっているか。【**体制的な事業計画の発展性・継続性**】
- 資金計画の面から、補助期間内を通して取組の水準や規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【**資金的な事業計画の継続性**】

（4）事業成果の先進性と普及

- 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の大学院教育全体や社会にとっても

先進性を有するものであるか。【先進性】

- 目標が達成されることが、費用対効果も勘案し、我が国の大学院教育全体や社会にとって有意義なものか。【費用対効果】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、導入する上での課題やその対応方法の整理がなされた上で、先駆的なモデルとして、手法及び計画における取組内容の波及が見込まれるものであるか。【波及効果】

(5) 申請経費の妥当性

- 申請経費の内容は、明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

2. 審査基準

(1) 書面審査

- 書面審査においては、上記の評価項目ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

評価区分	評価基準
a	非常に優れている
b	優れている
c	妥当である
d	やや不十分である
e	不十分である

(2) 面接審査

- 委員会において、選定した面接審査を実施すべきプログラムに対し、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体についてヒアリングを行った上で、表2の区分により判断することとする。
- 面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

(表2) 面接審査における評価区分

評価区分	評価基準
A	採択すべき
B	不十分な点は一部あるが、採択してもよい

C	不十分な点がかかなりあり、採択することは難しい
D	採択すべきでない

(3) 合議審査

- 委員会において、全ての面接審査が終了した後、書面審査及び面接審査の結果を基に、審議を尽くした上で、合議により表3の区分により採択候補プログラムを決定することとする。

(表3) 合議審査における評価区分

評価区分	評価基準
○	採択候補プログラムとして決定する
×	採択候補プログラムとして決定しない